

# 農地転用は

## 許可を受けてから！

農地の転用には、農地法等による手続きが必要です。

◎農地に住宅を建てたり、土砂採取、植林など、農地を農地以外に利用するときは、事前に「農地転用の許可」が必要です。

◎農地の転用は、農業委員会へ申請書を提出し、知事の『許可』を受けてください。許可を受けると「許可済標識板」が交付されますから、工事現場の見やすいところに表示してください。

◎許可を受けずに工事に着手すると、巡回中の農地保全パトロール班により、地主や業者に対し『工

事停止』などの指導がされます。

なお、悪質なものに対しては『原状回復』を命じたり、警察に『告発』するなど厳しく処分されますのでご注意ください。

○許可申請書類の締切日は、毎月十五日です。

農地のことについての相談は、市農業委員会、県地方振興事務所に気軽にたずねてください。

都留市農業委員会

☎(43)1111

南都留地方振興事務所

☎(43)1511

## 山梨県内の最低賃金

### 1. 地域別最低賃金

| 山梨県最低賃金 | 最低賃金額  |      | 効力発生日  |
|---------|--------|------|--------|
|         | 1日     | 1時間  |        |
|         | 3,843円 | 481円 | 元・10・1 |

### 2. 新産業別最低賃金

|                 |        |      |        |
|-----------------|--------|------|--------|
| 電気機械器具製造業最低賃金   | 4,350円 | 544円 | 元・12・1 |
| 自動車・同附属品製造業最低賃金 | 4,401円 | 551円 | 元・12・1 |

私たちの街を  
私たちの言葉で  
語り合おう

八期inつる事務局では「今、生きている街とまつり」というテーマで座談会を開催します。毎日の生活の中で感じた事、希望、夢、都留市の将来に対する意見などを自分の言葉で話し合ってみませんか。この話し合いを通して新しい活動を生み出していきたいと考えています。市民の皆さまの参加をお待ちしております。

日時 12月10日(日)

午後7時30分

場所 文化会館3階研修室

連絡先 事務局 小林新二

☎(43)6126

年賀状はお早めに！

今年も年末をむかえ、年賀状を差し出す時期となりました。郵便局では十二月十五日から年賀状の引受を開始しますが、年末は大量の郵便物が出回りますので十二月二十日頃までに差し出されるようお願い致します。

『国の進学ローン』のお知らせ

ただいま国民金融公庫では、『国の進学ローン』を取り扱っています。この進学ローンは、平成2年春に高校・短大・大学等へ進学されるお子様をお持ちの保護者等が融資対象者となります。

融資条件等は次のとおりです。

・融資額は1進学者あたり100万円以内

・返済期間は5年以内

・返済方法は元金利息の均等払い(ボーナス時増額返済およびステップ返済も可能)

・利率は年6・2%

・(財)進学資金融資保証基金の保証または保証人(1人以上)

・申込受付期間は平成元年11月1日～平成2年4月30日

合格発表前でも受け付けています。

問合せ

国民金融公庫甲府支店

☎0552(24)5361

## 農業委員の

## 選挙権と

## 被選挙権

## について

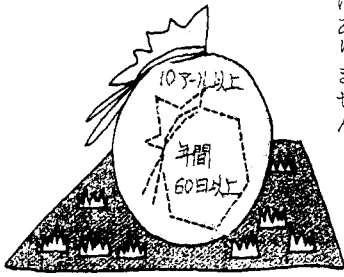
平成二年七月に農業委員会委員の改選が行われますが、これに伴う選挙権と被選挙権について説明します。農業委員の選挙は農業委員会法に基づいて実施されますが、選挙の方法、管理などは公職選挙法を準用して行われます。下記の①～③に該当する人は選挙権を有します。

①農業委員会の区域内に住所を有する満二十歳(平成二年三月三十一日までに二十歳以上に達する者)以上の人で十アール(二反歩)以上の農地につき耕作の業務を営む者。

②前項の同居の親族または配偶者で、年間六十日以上耕作に従事している者。

③十アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員または社員で年間六十日以上耕作に従事者。

この選挙権は市町村選挙管理委員会が毎年一月一日付で作成する「農業委員選挙人名簿」に記載されることによって生じます。ただし、I禁治産者、II禁固以上の刑に処



せられ、その執行が終わるまでの人と仮出獄中の人、III選挙犯罪によって禁固以上の刑に処せられ執行猶予中の人、IV農業委員選挙に関する犯罪で選挙権、被選挙権が停止されている人は、選挙権、被選挙権はありません。

「農業委員選挙人名簿」への登録については、毎年十二月中旬に農業委員会より各農事組合に申請用紙を送付しますので、農事組合ごとに取りまとめて、一月十日までに農業委員会に提出してください。なお、農事組合に加入されていない農家につきましては、農業委員会及び各市役所出張所、農協に申請用紙を用意してありますのでご利用ください。

提出期限 平成二年一月十日

提出先 都留市農業委員会

問合せ 農業委員会事務局

☎(43)1111

内線190